

相談事例

ID: 06-02-028

相談タイトル

自宅トイレ改修に伴う補助制度について

Q: ご相談内容

老朽化により各所の不具合等が出てきている自宅（住宅）。高齢であり、一挙に不具合箇所の改修を行うことは無理なので、今年はトイレの改修工事を行おうと考えているが、トイレの改修について補助制度がないのか聞きたい。市に電話で問い合わせたが、その様な制度はないと言われた。

A: 回答

住宅の経年劣化に伴うリフォーム（改修）工事については、主に市町村で設けている補助制度の適用になると思います。（前橋）市の令和6年度の「住宅リフォーム補助」については、申込受け付けを終了した模様ですので、既に予算額に達してしまったようです。

高齢者向けの床段差解消や手摺りの設置など、介護保険の適用による改修については、通年で対応されていると思います。

国レベルのリフォームに対する補助制度は、省エネルギー対策や節水対策などに資するリフォーム工事についての補助となり、トイレの改修も節水型のトイレを使用することにより機種毎の補助を受けられることになります。この制度（エコホーム支援事業）はこの制度が実施できるとして事業者が事前に登録を行っていて、この登録業者が補助申請等を行うことになりますので、現在、施行を依頼しようとしている業者がいれば、その業者が登録業者であるかを確認してみて下さい。